



2019

新安全万里

企業向け搭乗者意外傷害保険

貴社使用の車両へ搭乗中に発生した意外傷害事故により、死亡・後遺障害
または傷害を被った場合、**過失割合を問わず迅速に**保険金をお支払いします。

基本補償内容：



死亡・後遺障害保険金

意外傷害事故により、搭乗者が180日以内に死亡した場合、**1座席あたり80万円・180万円・200万円・250万円**を補償します。意外傷害事故により、搭乗者が180日以内に後遺障害を被った場合、**後遺障害等級別表に基づき**保険金をお支払いします。



臨時費用保険金

搭乗者が死亡した場合や搬送が必要な場合等、臨時に生じた費用を**20万円を限度に実費**をお支払いします。



治療費用

搭乗者が傷害を被って治療した場合、事故日から180日を限度に**1座席あたり10万円から20万円まで実費**をお支払いします。



入院手当

意外傷害事故により搭乗者が傷害を被って入院した場合、入院日から180日を限度に**1日あたり200円**をお支払いします。



慰謝料

意外傷害事故があった時、**1座席あたり500円**をお支払いします。



休業手当

意外傷害事故により搭乗者が休業した場合、**90日を限度に1日あたり300円**をお支払いします。



法律費用

1事故あたり及び保険期間内1台あたり2万円までお支払いします。



WellBeオリジナル！

搭乗者がケガをされた場合はWellBeの会員・非会員に関わらず、
病院手配、医療通訳、搬送などのサポートを行います。

事故対応 安心サポート

～事故発生時の流れ～



事故発生！

110番(公安交通)に通報

WellBe24時間アラームセンターへご連絡
※オペレーターに以下項目をお伝えください。

- ① 受傷者のお名前
- ② 企業名
- ③ 車両ナンバー
- ④ 折り返しの電話番号



病院へ

治療・入院

保険金請求

煩雑な手続きを
WellBeが
全面サポート！

重傷時は・・・

●必要に応じて緊急搬送を手配！

中国外地
↓
中国大都市
↓
日本・香港
↓



受入先病院まで 一貫サポート！

死亡時は・・・

- ご遺体搬送手続き
- 現地での火葬処置のお手続き
- 日本から来られたご遺族対応 など

新安全万里ステッカー

(表)

(裏)



ご注意

- 病院のご予約、治療費用の担保はウエルビー提携病院に限ります。
- 事故通知後、加害者および交通事故責任強制保険に対する賠償請求の状況もお知らせ下さい。
- ご希望に応じて、示談交渉のお手伝い、訴訟時の顧問弁護士のご紹介も致します。

2019 新安全万里

登場！

搭乗者意外傷害保険補償プラン

通貨：人民元

補 償 内 容	A/AD	B/BD	C/CD	D/DD	Z/ZD ※リース会社に限る
死亡・後遺障害	180万	200万	250万	80万	50万
臨 時 費 用	20万				3万
医 療 費 用	15万	20万	20万	10万	2万
入 院 手 当 (最高で180日)	毎席200/日				毎席100/日
慰 謝 料	毎席500/次				－
休 業 手 当 (最高で90日)	毎席300/日				－
法 律 費 用	最高2万/次				－
年間保険料（元/席）	760	1,020	1,420	460	350
年間保険料(5台以上)	722	969	1,349	437	－
年間保険料(20台以上)	684	918	1,278	414	－

新しいポイント:

- ✓ 保険料は据え置きで保険金額を50 %以上アップしました。
- ✓ 中国社会医療保険に限らず、WellBe提携病院のVIP・特需門診部も使えます。
- ✓ 入院手当は入院1日目からお支払いします。
- ✓ 被保険者が死亡した場合、居住地又は国籍所在地までのご遺体搬送費用が出ます。
- ✓ 緊急搬送時の医師、看護師(または医療通訳)派遣に関する費用も対象となります。
- ✓ 家族の居住地と事故発生地間の往復交通費用も対象です。(限度額5,000元/人)
- ✓ 入院中ヘルパーを雇った場合介護手当として100元/日/人をお支払いします(30日限度)。

ご契約に際して



保険開始日について

保険始期日：毎月**1日**或いは**15日**

▼申し込み締切日

締切項目	保険始期	
	1日	15日
書類提出	前月14日	前月末日
保険料支払	前月20日	当月5日

※締切日が休祭日の場合は直前の営業日が締切日です。
※保険料は締切日までの着金が必須です。

例) 6/1 始期の保険に加入する場合

書類提出期限 → 5/14
保険料振込期限 → 5/20



ご加入に必要なもの

- ① 加入依頼書
- ② 車検証コピー(中国語: 行駛証)



保険金請求に必要なもの

- ① 保険金給付申請書
- ② 保険証書コピー
- ③ 意外事故証明書
- ④ リース契約書コピー(リース車のみ)



ご契約の変更について

ご加入後、ご契約内容の変更が可能です。

- ① 車両入替
- ② プラン変更
- ③ 途中解約

主な免責事由

次のような原因により生じた事故や費用については、保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者が搭乗者を故意に殺害、傷害を負わせた場合
- ・搭乗者の故意犯罪、公務執行妨害、自殺または故意によって傷害を負った場合
- ・交通事故が発生していない状況下での、搭乗者の酩酊、麻薬・規制薬物の服用、吸飲、注射による影響下にある場合
- ・搭乗者が中国国外、及び台湾、香港、澳門地区に滞在中に発生した意外事故
- ・搭乗者が医師の指示に従わず任意に薬物の服用、塗布、注射等を行った場合
- ・搭乗者が意外事故以前から有する後遺症について
- ・運転者が、飲酒運転、法的に有効な運転免許証を有さず運転、或いは法的に有効な車検証を有さない自動車の運転によって引き起こされた運転者本人の傷害
- ・保険に加入していない車両で発生した搭乗者の傷害
- ・戦争・軍事行為、暴動、テロ活動域の武装反乱による傷害
- ・核による爆発、輻射、或いは汚染による傷害
- ・被保険者のその他の故意、重大な過失により引き起こされた意外事故

詳細内容については、契約ガイドブックをご参照下さい。ご不明な点はウェルビー営業スタッフまでお気軽にお問い合わせ下さい。
本保険は中国太平洋財産保险股份有限公司の定める保険約款及び保険協議書に基づいて構成されています。